

軽自動車税の減免の申請を受け付けします

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、軽自動車税の減免制度があります（自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません）。

■減免が受けられる軽自動車等の範囲

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人 生計を一にする方
	18歳未満	本人または生計を一にする方 または 常時介護する方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方 または 常時介護する方
精神障害者		

- 対象車両は全て身体障害者等の通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限りま。
- 障がい者を常時介護する方が軽自動車等を運転する場合は、障がい者本人が所有する場に限りま。
- 自動車検査証、または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることがで

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	
視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	
聴覚障害	2級および3級		
平衡機能障害	3級	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症	
下肢不自由	身体障害者が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	身体障害者が運転する場合	1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級から6級までの各級	
心臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		
肝臓機能障害			
知的障害者	療育手帳をお持ちの方で重度「A」または「㊦」と記載されている方		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）をお持ちの方で障害等級が1級と記載されている方		

きません。
○障がい者の方の利用のために改造された軽自動車等は、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

■手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- 車検のあるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税納税通知書（納めないでください）
- 印鑑
- 障がい者の方の利用のために改造されたものは写真等構造がわかるもの

■申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車納税通知書を受け取られてから、**納期限（5月31日）**まで。

■申請・問い合わせ先

役場税務課 町民税係

TEL 68-2211（内線 262・264）

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所（TEL 029-892-6111）へお問い合わせください。

■対象となる障害の程度

下記の表をご覧ください。

国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する電話や文書、戸別訪問による納付のご案内や保険料の収納業務を民間事業者に委託しています。

利根町は、日立トリプルウィン株式会社が担当しています。

日本年金機構は、事業の民間委託を通じて被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

【業務委託に関するご注意】

●民間事業者の訪問員がお客様のご自宅を伺う際は、必ず日本年金機構が発行した顔写真入りの身分証明書をお客様に提示いたしますので、身分証明書をご確認ください。

●日本年金機構からお送りした保険料の「納付書」をお持ちでない方から、民間事業者の訪問員が現金をお預かりしたり、領収書を発行したりすることはありません。

●民間事業者の担当者が、手数料を要求すること、金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること、年金手帳や年金証書、通帳やキャッシュカード等をお預かりすることはありません。

●日本年金機構から民間事業者に提供している個人情報、のご案内を行う上で必要となる国民年金保険料の納め忘れのある方の情報に限定しています。

●国民年金保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせされる場合は、送付されてきた郵便物等をご用意ください。

◎**問い合わせ先** 土浦年金事務所国民年金課
TEL 029 - 825 - 1170 自動音声
案内に従って【2】の後に【2】を押してください。

自動車税の納期限は5月31日です

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車の所有（割賦販売契約の場合は使用者）している方に課税されます。

平成29年度の納期限は5月31日（水）です。

5月上旬までに納税通知書が郵送されますので、必ず納期までにお近くのコンビニエンスストア・金融機関・郵便局、または県税事務所の窓口で納付してください。納付できる場所は、納税通知書裏面に記載されています。

パソコンなどから専用サイトを利用してクレジットカードで納税することも可能です。また、「Pay-easy（ペイジー）」での納付を希望される方は、県税事務所へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

茨城県土浦県税事務所 収税第一課

茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号 TEL 029 - 822 - 7205

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）